

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	荻田町

荻田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 荻田町 農政課
所在地 京都郡荻田町富久町1丁目19番地1
電話番号 093-434-1893
FAX番号 093-434-1304
メールアドレス noseika@town.kanda.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アナグマ・アライグマ・シカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	菟田町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額(千円)	被害面積(ha)
イノシシ	水稻	1,621	0.45
アナグマ	—	—	—
アライグマ	—	—	—
シカ	—	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ…主に町内全域の山間部周辺に生息しており、ほぼ通年で出没する。山間部の水稻に被害を与える。通報の頻度、捕獲頭数からみると生息頭数はほぼ横ばいで推移していると思われる。現在は山間部のみではなく、市街地にも出没するという通報が増加傾向にある。

アナグマ…春～秋を中心に農地や住宅に出没している。近隣市町村では家庭菜園等に被害を与えていることから、今後は当町においても被害が定着する恐れがある。

アライグマ…春～秋を中心に農地や住宅に出没している。近隣市町村では家庭菜園等に被害を与えていることから、今後は当町においても被害が定着する恐れがある。

シカ…主に町内全域の山間部及びその周辺に生息しており、ほぼ通年で出没している。近隣市町村では植林をはじめ一部の園芸作物にも被害を与えていることから、今後は当町においても被害が定着する恐れがある。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、

被害地域の増減傾向等) 等について記入する。

- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害軽減目標

鳥獣名(獣類)	指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和10年度)
イノシシ	被害金額	1,621(千円)	1,550(千円)
	被害面積	0.45(ha)	0.40(ha)
アナグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アライグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
シカ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苅田町有害鳥獣駆除員会へ捕獲依頼 ・ 町職員による追い払い等の対応 ・ イノシシ用箱罠を町で購入し、捕獲従事者に貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲従事者の高齢化 ・ 新規捕獲従事者の確保
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策として、使用済みノリの網を幹旋し野生鳥獣の侵入防止に活用 ・ 農業生産者が設置する電気柵の購入に対し助成金による補助を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ のり網や電気柵等の適正な設置方法の周知 ・ 地域ぐるみで被害防止対策(地域での被害状況の話合いを行い、被害の現状を把握等)

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・京都猟友会に有害鳥獣捕獲を依頼し、継続的な捕獲を推進。また、鳥獣捕獲の研修会や情報交換会への参加による新規捕獲従事者の確保に努める。
- ・有害鳥獣による農林水産物被害軽減を図るため、中津市鳥獣被害対策協議会、宇佐市鳥獣被害対策協議会、豊後高田市有害鳥獣被害防止対策協議会、行橋市鳥獣被害防止対策協議会、豊前市鳥獣被害防止対策協議会、荇田町鳥獣被害防止対策協議会、みやこ町鳥獣被害防止対策協議会、築上町及び上毛町鳥獣被害防止対策協議会の9市町の自治体または協議会による広域連携により、各関係機関が連携して、鳥獣被害防止柵の設置、捕獲の担い手の育成・確保及び鳥獣捕獲体制の強化を図る
- ・ノリ網や電気柵等の適正な設置方法の周知について、町HPへの掲載、ポスター等の掲示を行う。
- ・研修会等を開催し、個人による対策だけでなく地域全体での被害防止対策の必要性を周知する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・捕獲については、荇田町鳥獣被害防止対策協議会で協議を行い、京都猟友会に依頼し実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～10年度	イノシシ	・箱罾の導入 センサーカメラ、有害鳥獣捕獲管理GIS
令和8～10年度	アナグマ	・小型鳥獣用箱罾の導入
令和8～10年度	アライグマ	・小型鳥獣用箱罾の導入
令和8～10年度	シカ	・箱・くくり罾の導入

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none">・イノシシ…令和4年度160頭、令和5年度121頭、令和6年度177頭となっており、捕獲数は増減を繰り返している。しかし生息状況は町全域に広がっているため、京都猟友会と連携し、計画的に捕獲する。また通年の許可が可能のため、通年にわたる有害捕獲を実施。現在の捕獲頭数を維持しなければ被害金額が増加してしまう恐れがあるため引き続き200頭程度の捕獲を行っていく。・アナグマ…今後、近隣自治体からの侵入が想定されるため、侵入時の被害抑制のために、捕獲従事者による箱罾を使った捕獲を行う。・アライグマ…今後、近隣自治体からの侵入が想定されるため、侵入時の被害抑制のために、捕獲従事者による箱罾を使った捕獲を行う。・シカ…今後、近隣自治体からの侵入が想定されるため、侵入時の被害抑制のために、捕獲従事者による箱・くくり罾を使った捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	200	200	200
アナグマ	15	15	15
アライグマ	60	60	60
シカ	25	25	25

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲は、年間を通し町全域で箱罠、くくり罠や銃器を使用し実施する。 ・広域連携による捕獲対策強化を図るため、市町境を中心とした一斉捕獲に取り組む。

- (注) 1 罠等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止ネットの配布（使用済みノリ網） ・電気柵等の設置（申請者に応じ対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止ネットの配布（使用済みノリ網） ・電気柵等の設置（申請者に応じ対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止ネットの配布（使用済みノリ網） ・電気柵等の設置（申請者に応じ対応）
アナグマ			
アライグマ			
シカ			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～10年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ等を活用し、地域住民等へ防除方法の周知を図り、被害防止対策についての意識改革に取り組む。 ・個体数の把握のため、日頃から猟友会等と情報を共有する。 ・農業者に対し侵入防止柵管理方法、緩衝帯の設置について指導する。
	アナグマ	
	アライグマ	
	シカ	

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

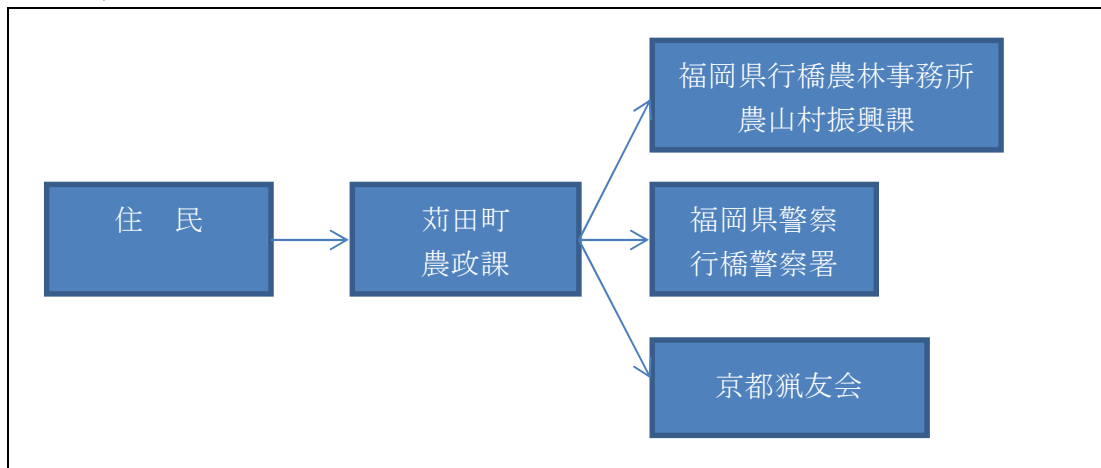
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
荻田町	有害鳥獣対策業務の統括
福岡県行橋農林事務所	情報提供、助言
行橋警察署	住民の誘導等の安全確保、周辺の警戒
京都猟友会	有害鳥獣の捕獲、助言、指導等

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	苅田町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
苅田町 農政課	被害防止対策協議会に関する統括。
福岡京築農業協同組合	有害鳥獣捕獲の協力。被害状況の情報提供等。
福岡県農業共済組合	有害鳥獣による被害状況の情報提供等。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
京築普及指導センター	情報交換、被害対策等に関する協力。
行橋農林事務所農山村振興課	情報交換、助言。
大分北部福岡東部鳥獣被害防止対策協議会	広域連携、情報交換、被害防止、有害鳥獣の捕獲
構成機関の名称	役割
大分県北部振興局 福岡県行橋農林事務所 中津市鳥獣被害防止対策協議会 宇佐市鳥獣被害防止対策協議会 豊後高田市鳥獣被害防止対策協議会 行橋市鳥獣被害防止対策協議会 豊前市鳥獣被害防止対策協議会 荇田町鳥獣被害防止対策協議会 みやこ町鳥獣被害防止対策協議会 上毛町鳥獣被害防止対策協議会 築上町	被害防止対策の普及啓発

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町職員3名で鳥獣被害対策実施隊を編成。

- (注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした鳥獣は、自家消費及び適正な埋設処理を行う。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉利用施設がないため食品としての利用が難しい。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

現在当町では山間部のみではなく市街地にも有害鳥獣が出没するようになっている。民家の庭や児童が使う通学路付近にも姿をみせるので、イノシシの生態や遭遇した場合の注意事項等を啓発するとともに、町内外の関係機関と連携し、農作物・生活被害の防止に努める。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。